

「大阪府行政の福祉化条例（仮称）」について（論点整理）

取組開始から約 20 年を迎え、大阪府における行政の福祉化の取組の理解促進とさらなる推進を図るため、提言のうち核となる部分（就労支援）について条例化を検討する。

基本理念

○府、市町村、社会福祉法人、NPO、民間企業等すべての主体が、それぞれの持つ資源等を活用し、障がい者、生活困窮者、ひとり親、その他の就労困難者への就労などを支援するよう努める旨を規定。

【期待される効果】
大阪府が進めてきた行政の福祉化の理念を大阪全体で共有し、オール大阪で『ユニバーサル就労』を推進することを明確化

【参考】

富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例（平成 29 年）

第 3 条 ユニバーサル就労は、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がある個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならない。

公契約等を活用した就労支援

○府は、公契約の締結にあたっては、その性質又は目的に応じ、総合評価一般競争入札等を活用することにより、障がい者、生活困窮者、ひとり親、その他の就労困難者の就労支援を推進する取組を勘案する旨を規定。

【期待される効果】
行政の福祉化の中心的取組である『総合評価入札』『清掃業務を通じた就労訓練』について、条例に位置付け恒久的な取組とする。

【参考】

愛知県公契約条例（平成 28 年）

第 8 条 知事等は、公契約の締結にあたっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。

（中略）

二 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること（後略）

中間支援組織

○府は、府と協働して取組の普及啓発、職域開拓、就労訓練、マッチング、職場定着支援等を通じて行政の福祉化を推進する役割を担う中間支援組織を認定する旨を規定。

【期待される効果】
『総合評価入札』で実施する業務に係る職場定着支援などの役割を担う中間支援組織について、条例に基づいて認定し、府との協働により行政の福祉化の中心的役割を担うことを明確化

【参考】

草津市協働のまちづくり条例（平成 26 年）

第 9 条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

第 22 条 市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市の間において支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。

2 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。

3 市は、第 1 項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする

顕彰

○府は、ひとり親などの就労困難者の就労支援に関し、特に優れた取組を行った企業等に対し顕彰を行う旨を規定。

【期待される効果】
行政の福祉化の取組に賛同する企業等をアプローチ、発信することにより、民間企業等に取組を波及させる。

【参考】

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 22 年）

第 15 条 知事は、障がい者の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰を行うものとする。

その他

○『総合評価入札』において、障がい者等の就労支援に必要な費用を研究・検討する場の設置